

令和2年度 第12回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年3月11日				招集の場所	若桜町公民館 2階 大会議室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時50分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 農地への送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案） 6 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	9番	山本 義紀	1番	伊井野 孝一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第12回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、9番の山本職務代理と1番の伊井野委員でお願いします。

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年2月8日から3月10日までの行事等についてです。まず2月8日ですが、第11回農業委員会定例会を開催しました。17日は、農業委員会職員ブロック会議が鳥取市で開催されました。22日には、第9回常設審議委員会が倉吉市で開催されました。24日には、想いをカタチに出来る座談会の開き方オンライン研修会が鳥取市で開催されました。3月4日ですが、第10回及び第11回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を22件、農地への送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画書を1件、合意解約申出書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、合意解約申出についてです。

届出に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,144㎡です。賃貸人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字高野の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡日はいずれも令和3年3月8日です。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委員 (意見等なし)

会長 報告第3号、農地への送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画の報告について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地への送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画の報告についてです。
届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は280㎡ですが、そのうち126.09㎡を借用されます。貸借契約期間は昭和54年12月28日から送電線路を必要とする期間までです。事業名は経年鉄塔建替工事、事業目的は老朽化に伴う送電鉄塔の建替、事業主体は中国電力株式会社、事業計画に関する農業関係の公共事業はございません。

会長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員 昭和54年以降、全然使われていない土地で、登記簿も現況も田とありますけれども、農地として使える所ではありません。早急に手続きをしていただき、農地台帳から除外するほうがよいです。

会長 所有者に連絡して、そういう意見がありましたけれどもどうですかということで、非農地証明申請をしてもらうほうがいいです。

職務代理 ところで、先月に審議しました非農地判断の案件は、どういう手続きになるのですか。

事務局 現状はまだできていませんけれども、まずは山林となっている土地を対象に、農地利用意向調査と似た形式で、農地台帳から除外してよいか、あるいは耕作を続けるかというふうに回答していただきまして、除外してもいいという箇所を随時除外していこうと考えております。

職務代理 それは、いつ頃になる予定ですか。

事務局 今月中には始めたいと考えております。実際にすべて除外となると、4月以降になるかもわかりません。

職務代理 早いうちに事務処理をするということですか。

事務局 会議録を読ませていただきました。地目が山林の箇所については、現況が本当に山林ということで、山林だけでも農地台帳から落としてもいいのではないかと、課内協議をしました。税務の固定資産のほうにも、そういった通知が来ていますので、非農地証明の手続きをしなくても、山林だけでも除外するほうがいいと思ひまして、あとは農業委員会の承認を得られれば、そういう形でもいいかと思ひています。ただ、所有者の人が名義を変えるために農地転用とか非農地証明申請が出てくる可能性があります。この場合も農業委員会の承認を得られれば、農地台帳から除外するという方法があると思ひますけれども、いかがですか。

会 長 先月は、そういう話でした。

職務代理 なぜ聞いたのかといいますと、早い時期にそういう事務処理ができるのなら、一括でするほうがいいのではないかと思ひたからです。

事務局 報告事項の鉄塔の案件も、B分類ということであれば、所有者本人に了解をとり、農地台帳から除外してしまおうかと。その後は非農地証明申請を出してもらう必要がなくなりますけれども、いかがですか。

会 長 確認してみてください。

事務局 所有者本人が、もう農地でないからいいですということであれば、B分類として農地台帳から除

5. 付議事項

外するというので、お知らせします。鉄塔が建つ農地は今後、作られる可能性がありませんので、山林を除外することと併せて、そういうふうに手続きをさせていただきます。また、現況が田畑の場合がありますけれども、そういう箇所は以前も言いましたように、地籍調査と併せながら、やっていこうと思います。

会 長 先月も言いましたように、山の中にある農地は、全部除外しましょう。

事務局 それでは、そのようにさせていただきます。

委 員 (ほかに意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,059㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 貸付人に伺い、確認をとりました。新規と書かれていますが、実際は再設定です。以前は個人名義でしたが、法人の名義に変えるということです。特に問題ないと思いました。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次以降にあります、貸付人が若桜町の法人となっている利用権設定等申出の案件は、賃借料が10アールあたり〇〇〇〇円です。小林委員、どうですか。

小林委員 去年から色々農地を借りて、そのときからほとんどの農地で賃借料〇〇〇〇円で契約させていただいております。今年もこの流れで地権者の皆さんに、同じようにということをお願いしに廻っています。

会長 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の申請農地は大字根安の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,123㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字根安の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員 貸付人は、1人住まいです。去年に病気を患い、もう作れないということで、借受人に頼まれたようです。

会長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,725㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

貸付人に確認をしました。去年までは2枚ほど作っておられました。息子さんが2人おられて、町外から上がって作っていたということですが、今年から1枚に減らすということで、借受人にお願いしたとのことでした。

会 長

〇〇〇〇から話がありましたが、借受人も、条件が悪い農地1枚だけと、無理に受けようとしてはいけません。

職務代理

先月も言いましたけれども、これは個人対個人での賃貸借です。これを農地中間管理機構に出すようにすれば、農地中間管理機構から借り受けるときに、ここは〇〇〇〇が耕作、近くは借受人が耕作ということが自由にできます。

事務局

借受人は、まだ借受筆数が少ないですので、ある程度筆数が増えたら、〇〇〇〇と話をし、上手に交換できるようになればと思います。

職務代理

しかし、所有者が農地中間管理機構に出せば、農地中間管理機構と契約するだけで済むことを、

個々の所有者と全部しないといけないのでしょうか。農地中間管理機構ができた目的がそれで、農地の流動化というのが1番の課題です。農地中間管理機構経由であれば、その後の調整や集約化がしやすくなります。

小林委員

農地中間管理事業については、理解不足な部分があり、色々教えていただいたうえで、農地中間管理機構を通すことができれば便利だとは思いますが。農地中間管理機構経由の場合、契約までの手続きは、どういう流れになりますか。

職務代理

まずは町に相談をして、誰か作る者はいないかと言えば、農地中間管理機構に10年は出すようにします。農地中間管理機構に出せば、最終的に農地中間管理機構と耕作者の契約になります。所有者については、農地中間管理機構に出して契約するのみです。

会 長

大字赤松が今、農地中間管理機構から借り受けるようになっています。そういうことをこれから始めていき、〇〇〇〇ができる農地はそちらに作ってもらい、その代わり、〇〇〇〇が受けられない農地を借受人に受けてもらうというような格好でいかないと、1筆の農地を作りに行くのに、効率が悪くなります。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

4件目の申請農地は大字吉川の田2筆で、2筆の合計面積は1,135㎡です。農振区分は1筆目が農用地区域内、2筆目が農用地区域外、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

実際に作っていますのは借受人の息子さんですけども、再設定ということで、特に問題ないと思っています。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

5件目の申請農地は大字中原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は530㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員

以前は野菜を作られたですけども、もう作らないということで、借受人に依頼されました。借受人が近くに数筆作っていますし、特に問題はないと思います。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 6件目の申請農地は大字大野の田2筆で、2筆の合計面積は2,603㎡です。農振区分は2筆ともが農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、事前調査の報告をお願いします。

永原委員 今までは他の農家が作っていましたけれども、今年から作れないということで、借受人に依頼されたということです。

会 長 この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 7件目の申請農地は大字大野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,414㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 この農地は何年も耕作放棄されていましたが、このたび借受人が受けるということで、貸付人が喜んでおられました。特に問題ないと思います。

会 長 近くに大きな農地がありますが、ここは作られていませんか。

事務局 今回の農地パトロールで見ましたところ、全然作られていなかったです。しかし、圃場整備された農地ですので、非農地化してはいけない所です。

会 長 ついでになります。近くにある大きな農地の現状を調べてください。確か、荒れているでしょうし、何かが置いてあります。
この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 8 件目の申請農地は大字大野の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 9 4 0 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は 3 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 調査しましたところ、特に問題ないと思いました。

会 長 この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 9件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,199㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、事前調査の報告をお願いします。

西山委員 新規設定でして、貸付人本人が不在だったため、貸付人の奥様に会い色々聞きました。特に問題はないと思えます。

会 長 陰になりやすい所ではないですが、谷底みたいな所です。若桜町の法人が色々な所に行きますので、皆さんも注意しておいてください。
この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

職務代理

若桜町の法人は、休んでいる農地を借りていらっしゃるようですけれども、草の処理とか水もちの関係について、どこかから指導を受けたことはありますか。

小林委員

いいえ。基本的には、昨年まで作っていた農地を借りたいのですけれども、農地に茅の草が生えていたら、逆に借りるのが難しいです。今回の大字大野の農地では、何年も作っていなくても耕うんはしてあり雑草がなかったもので、今年に作れる体制にもっていくために草刈り等をして準備をしていたわけですけれども、そのあたり問題があれば、普及所の指導を受けながら動くという流れになります。

会 長

議案第2号、令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、若桜町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について、農業委員会の議決を求めます。

3月1日付で、事務の実施状況等についての作成例が出されましたので、その作成例を基に数値等を入力しました。耕地面積や経営農地面積等については、最新版の作付面積統計、2015年版の農林業センサス、農地台帳面積については、農地台帳上の田と畑の合計としております。農地の集積面積の実績や目標値が大幅に減少していますけれども、本来であれば担い手のみの集積面積とするのが正しい入れ方でして、今までは担い手でない個人農家の面積も含めていました。今後は、認定農業者等の担い手のみの集積面積とするということです。

職務代理

これは、農業委員会が責任を持つことですか。

事務局	はい、「農業委員会の適正な事務実施について」という要領に定められています。
会 長	若桜町の農地といわれる面積は、農地台帳からいえば418ヘクタールあるのですけれども、耕地面積としては324ヘクタールです。あと94ヘクタールは、用途不明ということですか。
事務局	そういうこともありますけれども、ずっと前の樹園地のように、山の中にあって、登記簿も現況も田畑になっている所があります。
職務代理	農林業センサスは、5年に1回の更新ですが、現状は2015年版ということですか。
事務局	はい、2020年版は、まだ公表されていないです。
会 長	2020年版の農林業センサスが公表されれば、また数値が変わるのではないですか。
事務局	変わります。
職務代理	経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入とあり、160ヘクタールくらいで大方合います。ここだけは合いますけれども、農地台帳面積に山があつたりして、ずれが生じています。農地台帳が418ヘクタールとありましても、実際に農地として使っているのは、160ヘクタールくらいということですよ。
会 長	どこの市町村も、台帳整理をしているのでしょうか。
事務局	はい、全市町村共通です。
職務代理	実態と合わない箇所がありますが、農家戸数とかは農林業センサスで出ている数値ですので変えられないですし、農業委員会の体制もこのとおりですし。担い手への農地の利用集積・集約化です

6. その他

が、41.7ヘクタールを認定農業者が作っているということですか。

事務局

認定農業者のみの集積面積です。

会長

次の項目、新たに農業経営を営もうとする者はなかったということですか。

事務局

はい。これは、認定農業者あるいは以前に審議しました農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に載せてある要件に合致している農業者のみを入れるようになっています。

職務代理

中身を見ましたところ、農地面積が増える箇所がありますが、これはおかしいです。再度、どういう数値を入れるのか、見直すべきです。遊休農地が増えるのなら、耕作地が減らなければなりません。本来、管内の農地面積というのは、ずっと変わらないはずで、その中で、遊休農地が増えていけば、その割合が増えるという統計の表にならないとおかしいです。

事務局

おかしくなっている原因の1つに、遊休農地とは別に荒廃農地といいまして、農地パトロールをして農地として再生できないと判断された農地がありますけれども、それが活動の点検・評価や活動計画に入れる箇所がどこにもなくて、その分が原因で、ずれが生じたものと考えられます。

職務代理

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と、利用状況調査で遊休農地と判断した農地の合計と書いてありますのに、数値が違います。本来は、経営耕地面積と遊休農地の合計です。毎回足してきているせいで、ずれが生じていると思われます。

事務局

再度精査して、次回の農業委員会定例会に再度出します。

会長

次回定例会までに、事務局は数値等の再確認をお願いします。

会長

その他の事項です。

会 長

- 事務局より、令和2年度版の新規設立農業法人の概要集の配布あり。
- 令和3年度の農業委員会県外視察研修について協議。
- 次回定例会は、4月8日（木）9：00～に決定。
- 次回定例会終了後、農業委員会を対象に、農地中間管理事業に関する研修会を開催する。

以上で、令和2年度第12回の定例会を終了します。